

公安委員会	サイバーセキュリティ戦略本部	平成28年1月28日
説明資料No. 1	第6回会合について	参事官(サイバー)

1 サイバーセキュリティ戦略本部の概要

平成27年1月、サイバーセキュリティ基本法に基づき、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に設置（本部長：内閣官房長官、本部員：国家公安委員会委員長を含む関係閣僚及び有識者、事務局：内閣サイバーセキュリティセンター（NISC））。

2 開催日時・場所

平成28年1月25日(月) 8時30分～9時30分 於 総理大臣官邸

3 主な議題

○ 我が国のサイバーセキュリティ推進体制の更なる機能強化に関する方針について

深刻化が進むサイバー攻撃に備え、以下の取組により政府機関等を始めとしたサイバーセキュリティ推進体制の更なる機能強化に向けた具体的な方向性を定めることとした。

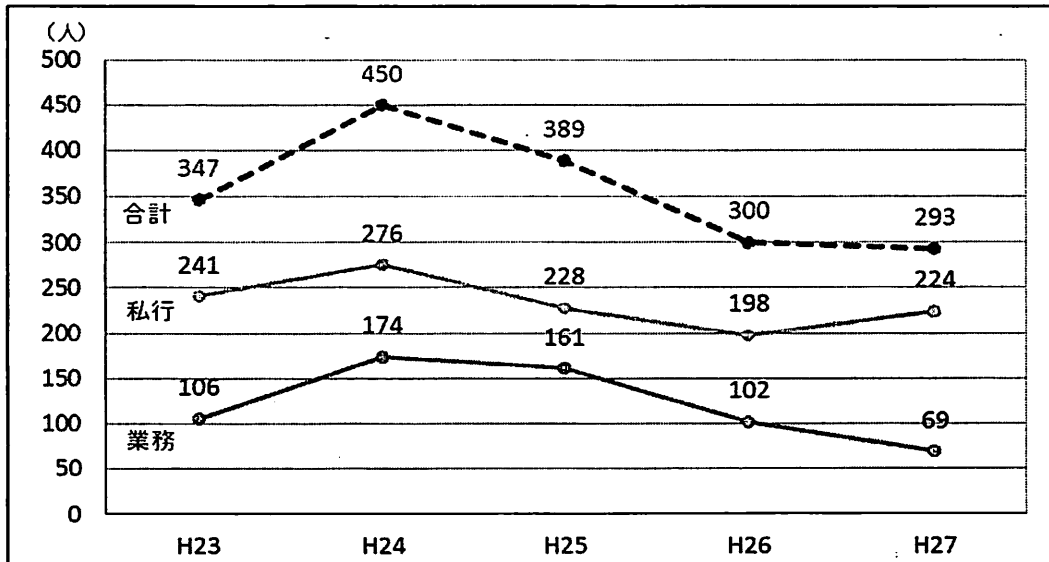
- (1) 国が行う不正な通信の監視等の対象の拡大
 - (2) サイバーセキュリティに係る政府人材等の強化
 - (3) 大規模なサイバー攻撃に備えた官民の連携体制等の構築
 - (4) 重要インフラ事業者等に関する取組支援の強化
 - (5) マイナンバー事業の円滑な導入及び推進
 - (6) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組の加速化
- また、(1)～(6)に加え、法制の追加的な整備等について引き続き検討。

4 警察の対応

- 3(2)に関連し、セキュリティ確保についての体制強化を図るため、長官官房情報セキュリティ・情報化推進審議官（仮称）を要求中。
- 3(4)及び(6)に関連し、NISCを始め関係省庁等と連携し、主要事業者のみならず中小事業者との官民連携を推進。

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>訪日外国人等の急増への対応 について</p>	<p>平成28年1月28日 国際課</p>
<p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国を訪れる外国人数は、平成25年に史上初めて1,000万人台に達した後、平成27年には2,000万人に迫るなど、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えて急速に増加を続けている。 <p>また、政府の日本再興戦略における方針等を受けて、今後、我が国に滞在する外国人材の増加が見込まれる。</p> <p>これら訪日外国人等が「世界一安全な国、日本」を目指す我が国の良好な治安を体感できるような環境を整備すべく、外国人とのコミュニケーションの円滑化、我が国警察に係る制度、手続等の分かりやすさの確保及び警察活動に係る基盤の整備に関する施策に全国警察で取り組むこととし、本日都道府県警察に指示するもの。</p> <p>2 施策の概要</p> <p>(1) 外国人とのコミュニケーションの円滑化</p> <p>日本語を解さない外国人からの急訴、各種届出等にも対応できる体制を整備するとともに、これら事案への迅速な対処に努める。</p> <p>(2) 制度・手続等の分かりやすさの確保</p> <p>遺失届・拾得物の受理等に係る外国語対応の促進、防犯・防災情報の外国語による提供に努めるとともに、日本語を解さない外国人が我が国警察に関する情報を容易に入手できる環境を整備するなど、我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保に努める。</p> <p>(3) 基盤の整備</p> <p>通訳人材の確保及び能力向上のほか、関係機関・団体との連携強化等に努めること等を通じて、訪日外国人等の増加に対応するための基盤整備を継続的に図る。</p>		

1 懲戒処分者数の推移



※ 監督責任を除く。

2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		2	6		8(+ 2)
被疑者事故等	1		1	1	3(- 4)
情報管理・取扱不適切					0(- 1)
職権濫用・収賄供応等	2	1	1		4(- 6)
犯人隠避等	1	2		4	7(+ 6)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等	1	3	11	5	20(-17)
物品管理不適切等				1	1(+ 1)
その他の勤務規律違反等		1	4	4	9(-10)
暴行・傷害等	3	1	5	2	11(- 6)
窃盗・詐欺・横領等	9	6	39	11	65(- 2)
交通事故・違反	7	10	10	17	44(- 3)
異性関係	10	18	67	18	113(+33)
その他の法令違反等	1		4	3	8(± 0)
監督責任					0(± 0)
計	35 (± 0)	44 (-24)	148 (+14)	66 (+ 3)	293(- 7)

※ () 内は前年比を示す。

1 監察実施項目

適正な捜査管理の推進状況

2 監察実施結果

(1) 事件の組織的管理と捜査指揮の状況

- 本部及び警察署では、事件管理システムや事件管理簿冊等により、認知・受理した事件の組織的な管理に努めている。
- ※ 同システムは、捜査管理を的確かつ一元的に行うことができ、業務負担の軽減にも資するとの意見が多くみられた。
- ※ 地域部門において、同システムの利用上の課題や管理簿様式の重複がみられたため、合理化に向けて見直すよう指導した。

(2) 捜査上の不適正事案防止に向けた取組状況

- 警察署では、特定の職員に業務が偏重することが、捜査上の不適正事案の要因となり得るため、業務管理等を徹底するとともに良好な職場環境の醸成に努めている。
- ※ 全国における捜査上の不適正事案に係る更なる情報提供要望があったため、執務資料を発出する予定である。
- 本部では、地域警察官が取り扱う捜査書類の作成・引継ぎ・返戻状況を事件管理者等を通じて組織的に把握する体制を確立し、事件処理の進捗状況等の点検、書類作成能力向上のための支援等を行っている。
- ※ 一部の本部では、講習会やロールプレイング方式による実践的教養等により、捜査書類作成能力等の向上を図っている。

(3) 証拠物件等の適正な取扱い及び保管管理状況

- 本部及び警察署では、証拠物件管理システムや証拠物件管理簿冊等により、証拠物件の適正な管理に努めている。また、証拠物件の早期還付、還付公告等により、保管負担の軽減を図っている。
- ※ 一部の警察署で証拠物件の保管管理に適切でない点が見られたため、関係規定にのっとりた管理の徹底を指導した。
- ※ 一部の県では、証拠物件の増加に伴う業務負担や収容力のひっ迫等の懸念が示されたため、引き続き、対応策を指導・助言していく。

1 趣旨

監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）に基づき、平成28年度に警察庁が行う監察の実施計画を作成したものの。

2 計画の作成に当たっての基本方針

- (1) 警察庁が全ての都道府県警察を対象として行う「全国統一実施項目」と、各管区警察局等がそれぞれの管区内府県警察等を対象として行う「独自実施項目」を設定する。
- (2) 実施項目の設定に当たっては、問題が発生しやすい業務分野での未然防止及び警察庁が重点的に取り組んでいる施策の更なる推進が図られるよう配慮する。

3 計画の内容

平成28年度監察実施計画のうち、全国統一実施項目は次のとおり。

- (1) 第1及び第4四半期
サイバー空間の脅威に対する部門間連携強化の推進状況
- (2) 第2四半期
捜査を取り巻く社会情勢の変化を受けた取組の推進状況
- (3) 第3四半期
受傷事故防止対策の推進状況

4 その他

- (1) 業務主管部門は、監察部門と連携して監察を行うとともに、監察実施結果等を踏まえ、業務の適正化及び効率化に資する業務改善等に努める。
- (2) 監察部門は、監察実施計画に定める監察のほか、適時に随時監察を行い、規律の保持等を図る。

群馬県警察は、カートリッジ式小型ボンベ入りの亜酸化窒素を食品添加物として販売していた事案につき、食品衛生法違反（規格基準に合わない添加物の販売）で、本年1月24日、被疑者1名を逮捕した。

亜酸化窒素製品に対する同法違反での検挙は全国初である。

1 被疑者

国籍 フィリピン共和国（在留資格：定住者）

住所 東京都杉並区

職業 アルバイト

23歳 男性

2 事案の概要

被疑者は、平成27年10月中、3回にわたり、北海道札幌市内の女性（当時48歳）ほか2人に対して、インターネットオークションサイトを介し、食品添加物として規格基準に合わないカートリッジ式の耐圧金属製密封容器に入った亜酸化窒素合計72本を販売したものの。

3 罪名及び罰条

食品衛生法違反

同法第11条第2項（規格基準に合わない添加物の販売）

同法第72条第1項（罰則：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）

4 亜酸化窒素について

(1) 亜酸化窒素（ N_2O ）は、強い鎮痛作用を有し、全身麻酔等に用いられる医薬品であるが、同時にクリーム等の食材を泡状にする食品添加物としても用いられている。

危険ドラッグの代替品として用いられているとして、平成27年8月頃から問題化した。

(2) 厚生労働省では、平成27年9月30日、都道府県に対し、脱法目的で販売されている亜酸化窒素に対する指導取締りの強化等を依頼しており、警察庁生活経済対策管理官においても、同年10月14日、医薬品医療機器法及び食品衛生法の適用上の留意点を全国に通知。

5 今後の対応

(1) 亜酸化窒素は、「指定薬物」としての指定作業が進められている。

(2) 食品添加物用途での販売については、引き続き食品衛生法が適用されることから、今後もこの種事案については、本件と同様に対処するとともに、厚生労働省、消費者庁と連携していく。

(3) 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（消費者庁、内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省）で情報提供するとともに、連携を図っていく。

1 特殊詐欺の認知状況

- 認知件数は13,828件（前年比+436件、+3.3%）、被害額は476.8億円（-88.7億円、-15.7%）。
- 高齢者（65歳以上）被害の特殊詐欺の件数が10,605件（+32件、+0.3%）で、その割合は76.7%（-2.3P）。
- 被害金交付形態別では、26年に急増した「現金送付型」が認知件数（既遂）2,621件（-279件、-9.6%）、被害額147.0億円（-69.7億円、-32.1%）といずれも減少。
- 電子マネーで支払わせる手口が認知件数852件（+720件、+545.5%）、被害額5.8億円（+4.9億円、+539.2%）と急増。

2 特殊詐欺対策の推進状況

(1) 取締りの推進

- 検挙件数は4,114件（+862件、+26.5%）、検挙人員は2,552人（+567人、+28.6%）といずれも前年より増加し、23年以降で最多。
- 犯行拠点60箇所（+19箇所）を摘発、343人（+177人）を検挙。
- 送付型事案に対し、被害金送付先227箇所（+195箇所）において244人（+207人）を検挙。

(2) 犯行ツール対策の推進

犯行に多く悪用されているレンタル携帯電話の無力化を図るため、貸与時の本人確認義務違反が認められたときは、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者への情報提供を実施。27年中の役務提供拒否に関する情報提供は、13,162件。

(3) 予防の推進

金融機関、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストア等と連携した声掛け等により、12,336件（+1,605件）、266.4億円（-30.1億円）の被害を阻止。阻止率は49.1%と20年以降で最高。

3 今後の取組

- 犯行グループの摘発強化
犯行拠点の摘発、現場検挙の徹底等、引き続き、犯行グループに対する取締りを推進。
- 犯行ツール対策の推進
引き続き、助長犯罪の取締り、犯行ツールの無力化措置を徹底するとともに、悪質なレンタル携帯電話事業者に対する取締りを強化。
- 関係事業者等との連携強化
金融機関、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストア等との連携による被害の阻止、不動産関係団体等との連携による賃貸マンション等の悪用防止、電子マネー関連企業等との連携を推進。
- 自治体と連携した自動通話録音機等の普及促進

1 事案の概要

○ 概要

平成28年1月27日19時08分、警察庁サイバーフォースセンターが、アノニマスの攻撃キャンペーン「#OpKillingBay」に参加するツイッターアカウントの一つが、警察庁のウェブサイトのドメインをツイッター上に投稿していることを認知。

○ 閲覧障害日時

1月27日19時頃から同日21時頃までの間

2 アノニマスによる最近の攻撃

○ 概要

ツイッター上でアノニマスを名乗る者は、平成27年9月の和歌山県太地町におけるイルカ追い込み漁解禁に伴い、捕鯨・イルカ漁に反対する攻撃キャンペーン「#OpKillingBay」として、DDoS攻撃を実施。

○ 攻撃対象組織（投稿状況）

69組織（1月27日現在）